

令和5年第1回尾張北部環境組合議会 定例会会議録

会 期 令和5年2月13日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第8号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算
- 日程第13 議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	鈴木 貢 君
第5番	大藪 豊数 君	第6番	長尾 光春 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	丹羽 孝 君
第9番	江幡満世志 君	第10番	高木 義道 君

(午後 2 時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（倉知敏美君） それでは、改めまして、皆様こんにちは。

2月も中旬を迎えましても、まだまだ朝晩は結構冷え込んでまいります。そんな中、本日ここに令和5年第1回定例会が招集されましたところ、皆様方には何かと御多用の中、定刻御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、ただいまから令和5年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されます議案は、御案内のように管理者提案といたしまして個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてをはじめ9議案と、議員提出議案といたしまして議会の個人情報保護に関する条例の制定についての1議案であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、こんにちは。

管理者を務めております江南市長、澤田でございます。

本日は、尾張北部環境組合議会ということで、大変御多用な中御出席をいただきましてありがとうございます。議員の皆様方には、日頃より環境行政につきまして真摯に取り組んでいただいておりますことを感謝申し上げます。

ただいま議長から御報告のありましたとおり、本定例会に管理者提出議案として提出させていただきます議案は、尾張北部環境組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてをはじめ9議案であります。

後ほど事務局長から説明をさせますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（倉知敏美君） それでは、まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、6番 長尾光春議員、10番 高木義道議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（倉知敏美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

ここでお諮りをいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（倉知敏美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付いたしましたとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

そして、本定例会の説明員といたしまして、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第9号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（倉知敏美君） 次に日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第12、議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算を一括議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第1号について説明いたしますので、議案第1号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第1号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定するため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）を掲げてございます。

制定条文につきましては、5ページにあります制定の要旨を使って御説明いたしますので、恐れ入ります、5ページをお願いいたします。

まず、制定の背景としまして、令和5年4月1日に施行されます個人情報保護法により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の尾張北部環境組合個人情報保護条例は廃止することとなり、個人情報保護法の規定に基づき、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

第1条では、趣旨としまして、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条では、定義といたしまして、個人情報保護法の適用について議会には適用しないこととされていることから、議会を除いた管理者と監査委員になりますが、組合の機関として規定をしております。

第3条では、開示請求に係る手数料を定めていますが、開示請求に係る手数料は無料といたします。ただし、写しの交付、送付等につきましては、実費相当額を負担していただくことといたします。

第4条では、開示決定等の期限に関する特例といたしまして、現行条例では、開示決定等の期限を請求のあった日から15日以内、延長する場合には45日以内と規定しており、法律施行後もそのまま継続するため、本条を規定しております。

第5条では、審査会への諮問といたしまして、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合に、組合の情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができると規定しております。

施行期日は、法律の施行日と同じ令和5年4月1日からとするものでございます。

最後に、経過措置としまして、旧条例の廃止と、その廃止に伴い、旧条例の個人情報取扱いに関する義務である守秘義務、不正・不当な利用の禁止及び罰則を規定しております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第2号について説明いたしますので、議案第2号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

改正内容につきましては、改正の要旨を使って御説明いたしますので、恐れ入ります、13ページをお願いいたします。

まず、1の改正の理由といたしましては、令和5年4月1日に施行されます個人情報保護法により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の尾張北部環境組合個人情報保護条例は廃止することとなり、新たに尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の概要といたしましては、第2条では、設置規定の改正といたしまして、旧条例が廃止され、議会の個人情報保護条例及び個人情報保護法の規定による審査請求について、調査審議をすることとなります。

第4条では、定義の改正といたしまして、諮問庁については議会を除く機関（管理者、監査委員）と議会とに分けて規定されることによるもので、他に行政文書、保有個人情報については、引用する法令を明確にするため追加をするものでございます。

第5条以降は、審査会の調査権限等の改正であります。

第5条では、審査会の調査権限を新たに設け、第8条では、旧の第7条、提出資料の閲覧を盛り込んだ審査会に提出された資料の取扱いについて明記をしております。

第10条では、答申書の送付について明記をしております。

第11条では、審査会への諮問に係る調査審議において、審査会が組合機関等へ必要な協力を求めることができることを明記しております。

これらの改正は、新たな制度に対応するため所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第3号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

第3条は、人事行政の運営状況に関する報告事項について規定するもので、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項を「第28条の5第1項」から「第22条の4第1項」へ改めるものでございます。

附則になりますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

3ページには参考資料といたしまして、条例の一部改正に係る新旧対照表を掲げてございますので、後ほど御参照をいただきたいと存じます。

以上で議案第3号の提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第4号について御説明いたしますので、第4号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第4号 尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

第3条は減給の効果について規定するもので、定年引上げに伴う制度改正を踏まえ、減給を行う場合の「給料」を「その発令の日を受ける給料」と改めるとともに、懲戒処分による減給額が、現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるよう後段に追

加をするものでございます。

附則となりますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

3ページには参考資料といたしまして、条例の一部改正に係る新旧対照表を掲げてございますので、後ほど御参照をいただきたいと存じます。

以上で議案第4号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第5号について御説明いたしますので、議案第5号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第5号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、3ページの第2条、第3条、4ページには第4条、5ページの第12条及び第19条につきましては、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、引用する条項等を改めるものでございます。

2ページにお戻りください。恐れ入ります。

附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第6号について御説明いたしますので、議案第6号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第6号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、道路占用料の額の改定に準じて、行政財産の目的外使用料の額を改定するため、必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例（案）を掲げてごさいます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条において、別表で定める使用料の額を変更するものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、施行期日前に施行日以降の使用の許可を受けた者に係る使用料の額は、この条例による改正前の尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の規定に関わらず、この条例による改正後の尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例に定める使用料の額とするというものでございます。

以上で議案第6号の提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第7号について御説明いたします。

議案第7号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第7号 ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結についてでございます。

令和4年3月11日総合評価一般競争入札に付しましたごみ処理施設整備・運営事業建設工事につきまして、下記のとおり契約を締結するため、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、まず1の契約の目的は、ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事であります。

2の契約の方法は総合評価一般競争入札、3の契約金額は213億480万円であります。

4の契約の相手方は、三菱・佐藤・昭和・松岡特定建設工事共同企業体で、代表企業は、名古屋市西区名駅二丁目22番9号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店、支店長 吉江直俊。協力企業は3社あり、名古屋市東区泉一丁目2番3号、佐藤工業株式会社名古屋支店、執行役員支店長 廣橋互。江南市宮田町本田島131番地、昭和土建株式会社江南支店、支店長 濱田隆行。2ページをお願いいたします。3社目は、江南市古知野町牧森107番地、松岡建設株式会社、代表取締役 松岡一成でございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設整備・運営事業におけるごみ処理施設建設工事を施工するため、必要があるからでございます。

3ページをお願いいたします。

参考といたしまして、4ページにかけまして、この契約の仮契約書を、5ページから12ページには特定建設工事共同企業体協定書の写しを掲げております。後ほど御参照をいただきたいと存じます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）について説明いたしますので、議案第8号の1ページをお願いいたします。

令和4年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,863万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,059万2,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

恐れ入ります。もう一枚はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金におきましては、1,863万4,000円を減額するものでございます。

減額補正の主な要因といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残額の整理に伴うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

次は歳出でございます。

1款1項1目議会費におきましては、今後の執行見込みなどから111万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきましても、今後の執行見込みなどから667万5,000円の減額をお願いするものでございます。

大きな補正といたしましては、18節負担金補助及び交付金で、今後の執行見込みから派遣職員人件費負担金を550万円減額しております。

2款総務費、2項1目監査委員費におきましては、行政視察の未執行に伴い、8節旅費を5

万7,000円減額しております。

最後に、3款1項1目建設事業費におきましては、1,078万5,000円の減額をお願いするものですが、特に大きな補正となりますのは委託料の出入路基本設計業務委託料でございます。当初予算額は1,839万2,000円でしたが、入札額が1,474万円となり、ここで365万2,000円の減、さらに関係機関である河川管理者との協議の結果、道路設計のうち擁壁予備設計と、これに伴う地質調査業務、解析等調査業務を実施する必要がなくなったことによる減額で、634万8,000円の減、合計1,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

これらの結果、歳出の補正額は1,863万4,000円の減額となり、歳出予算総額を9,059万2,000円とするものでございます。

10ページ、11ページは給与費明細書でございますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算について説明いたしますので、お手元の令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

恐れ入ります。その予算書の中の3ページをお願いいたします。

議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,171万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

この第1表につきましては、4ページに歳入、5ページに歳出をそれぞれ掲げております。

予算書の3ページに戻っていただきまして、第2条は債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

この第2表につきましては、2枚はねていただきまして6ページをお願いいたします。

事項といたしましては、3款の環境影響評価事後調査業務（その3）委託でございます。環境影響評価事後調査業務（その3）委託につきましては、事業期間は令和5年度から令和6年度で、5年度の予算につきましては歳出予算で計上しておりますが、後年度の330万円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらからが歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、組合運営経費として規約に基づく負担割合に応じて、構成市町に御負担いただくものでございます。2億1,633万円でございます。前年度に比べ、1億1,323万1,000円の増額であります。

その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は、歳出の議会費131万2,000円を議員定数割で負担いただくものでございます。

その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、議会費、国庫支出金などを除く事業費2億1,501万8,000円を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。

なお、構成市町の負担金内訳につきましては、11ページの説明欄にその内訳を、また議案つづりの最後でございます当初予算参考資料の1ページにも前年度の予算との比較を掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

次に、2款使用料及び手数料は、行政財産目的外使用料、電柱2本分といたしまして、2,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、ごみ処理施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金といたしまして、538万5,000円を計上しております。

令和5年度の交付要望額でございますが、交付対象事業費に交付率3分の1と調整率90%を乗じて交付要望額を算定いたしますと、538万5,000円となるものでございます。

なお、この詳細につきましては、議案つづりの最後でございます当初予算参考資料の2ページにも掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

その下の4款繰越金と5款、雑入は、それぞれ1,000円を計上させていただいております。

歳入合計は2億2,171万9,000円でございます。前年度と比べ1億1,249万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款議会費は131万2,000円で、前年度と比べ8万1,000円の減額となっております。

主な事業として、視察旅費、会議録作成委託を計上しております。

1枚はねていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

ここから17ページまでが2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で7,399万8,000円、前年度と比べ136万円の減額となっております。

主な事業といたしましては、10節需用費に年2回、構成市町全世帯に配付する組合だより印刷発行代と、17ページになりますが、11節役務費に、その組合だよりの広報折込手数料を計上しております。

また、18節の負担金補助及び交付金には、派遣職員8人分の人件費負担金として6,505万1,000円を計上しております。

1枚はねていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

2款1項2目公害防止委員会費は24万3,000円で、主な支出は委員報酬でございます。

次に、2款2項1目監査委員費は20万3,000円で、その主な支出は監査委員報酬でございます。

3款1項1目建設事業費は1億4,496万3,000円で、前年度と比べ1億1,405万6,000円の増額でございます。

増額の主な理由といたしまして、地歴調査業務、出入路詳細設計業務、雨水排水路基本設計業務、設計・施工監理業務等の委託料と、ごみ処理施設整備工事請負費に係る増額でございます。

主な支出について御説明させていただきます。

まず、12節委託料でございます。

地歴調査業務委託料として344万3,000円、これは新規事業でございますが、事業地の過去の土地の利用履歴を調査し、指定の有害物質による土壌汚染のおそれの有無を確認し、またその調査結果に基づき、土地利用履歴調査報告書を作成するものでございます。土壌汚染対策法及び愛知県条例により求められる事業でございます。

次に、出入路詳細設計業務委託料として2,365万円、これはごみ処理施設整備に併せて整備する渋滞緩和のための県道浅井犬山線の右折レーン整備について、令和6年度以降の工事着手に向けて工事発注図書を作成するものでございます。

次に、雨水排水路基本設計業務委託料として1,158万3,000円、これも新規事業でございますが、敷地外の雨水排水路基本設計として事業者から提案された敷地内の雨水排水計画と整合を図りながら、敷地外排水路の構造検討等を行う基本設計、現地測量及び必要となる関係機関協議を行うものでございます。

次に、設計・施工監理業務委託料として4,950万円、これも新規事業でございますが、設計・施工監理業務として、実施設計図書が要求水準書等契約条件を満たしていることの確認、月2回程度の設計定例会議の実施、事業者の行う建設工事における工程管理、施工承諾図書の審査、工事検査の立会などがございます。

令和4年度から9年度までの事業ですが、4年度の支出はなく、5年度は4,950万円をお願いするものでございます。

委託料の主な事業は以上でございます。

次に、14節工事請負費には、ごみ処理施設整備工事請負費4,910万4,000円を計上しておりま

す。令和5年度におきましては、基本設計と実施設計、樹木の伐採・伐根等などの工事を行います。

令和4年度から9年度までの事業ですが、4年度の支出はなく、5年度は4,910万4,000円をお願いするものでございます。

設計・施工監理業務委託料と施設整備工事の令和5年度から9年度の年割額につきまして、議案つづりの最後でございます当初予算参考資料の5ページ、6ページにも掲げておりますので、後ほど参照を賜りたいと存じます。

最下段になります4款予備費は、前年度と同様100万円でございます。

歳出合計は2億2,171万9,000円で、前年度と比べ1億1,249万3,000円の増額でございます。

なお、20ページから25ページまでにつきましては、本予算案に関係します資料をそれぞれ掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと思います。

以上で議案第1号から議案第9号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行ってまいります。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議員につき同一の議題については3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第1号について質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 第5条の文中に個人情報保護審査会というのが明記されています。予算書の中では審査会の人員は大体5名で、その報酬なども計上してありますけれども、その審査会の構成に関して地域の代表や有識者等という書き方をしているんですね。例えば大口町なんかの場合は、その有識者についてというのは町で顧問弁護士なんかいますから、そういう人材を想定しているわけなんですけれども、ここではその人数まで予算の中で5人というふうになっていまして、具体的にどのような人を想定しているのか。

これは2号議案においても同様なんですけど、その点について御説明をお願いします。

○議長（倉知敏美君） 局長。

○事務局長（坪内俊宣君） この審査会につきましては、新規で設置するということではなく、既に組合のほうは設置、委嘱しております。委員人数につきましては、条例で5人で組織するというので委嘱させていただいて、報酬等も5人分を計上しております。

従来、構成市町より識見を有する方を御推薦いただき、その5名の方をお願いをしていると

ころであります。現在の審査会の委員につきましても、各市町から推薦いただいた方で構成されており、現在の任期で申し上げますと令和3年6月1日よりこの5年の5月31日までの2年間の任期になっております。

委員の名簿を見ますと、各市町や近隣のほかの一部事務組合にて情報公開審査会委員を務められている方で構成されております。委員の中には司法書士や行政書士、元県職員などが含まれているところがございます。現在の審査会委員の任期までは、現委員の方に引き続きお願いをしていく予定でございます。以上であります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） そうしますと、令和5年3月31日までですから、今度4月1日以降の委員に関しては、これはまた議決案件として上程するということですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 委員については、執行部側の附属機関でございますので、議会の議決をいただく仕組みはございません。管理者の決裁にて委員をお願いしていると。その委員につきましても、また構成市町に適切な方を推薦していただくという過程で選んでいく、選出していくということを考えております。以上であります。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

そのほかはよろしかったでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） ありませんか。ありがとうございます。

ないようですので、これをもって議案第1号の質疑を終了いたします。

これより議案第1号の討論を許します。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 反対の立場で。

議案第1号、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論します。

日弁連の地方自治と個人情報保護の観点から、個人情報保護条例の画一化に反対する意見書というのが2021年11月16日に指摘されています。個人情報保護を後退させ、デジタル社会におけるリスクを増大させるだけでなく、条例制定権を不当に制約し、憲法の地方自治の本旨を否定するものだと指摘しています。

さらに、法改正時に国会が、地方公共団体がその地域の特性に照らし必要な事項について条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき最大限尊重することと附帯決議しているという立法府の意思も無視するものです。

分権的な個人情報保護システムの問題は指摘されているところではありますが、そのような問題点は個別法の制定によって解消してきておりました。しかし、骨太方針2020及び地制調答申や当時の菅首相の発言は、このような個別的対処ではなく、行政のデジタル化を理由に行政が有する個人情報全てについて、以上のような我が国の分権的な個人情報保護システムの在り方を根本から転換し、国による統一的な規制を行う方針を示したものとと言えます。

この方針は、各公共団体において住民との合意の下で制定されてきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、公共団体による先進的な個人情報保護制度の構築を後退させるものになりかねません。特に、行政事務の外部委託が急激に進められており、行政が取り扱う個人情報の管理を民間企業が担う場面が今後さらに増えていくものと推測されます。公共団体ごとに実情に合わせた個人情報保護の在り方を独自に構築していくことの重要性は、ますます高まるものと言えます。情報科学技術の発達により、行政のデジタル化自体は進められるものとしても、これによって市民の個人情報保護がおざなりとなることはあってはならず、上記のような我が国の個人情報保護制度の構築経過からすれば、公共団体による独自の個人情報保護制度をないがしろにすることは許されないと言うべきであります。

以上の観点から、本議案に対して反対いたします。

○議長（倉知敏美君） それでは次に、賛成討論の発言を許しますが、ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） よろしいですね。

それでは、これをもって議案第1号の討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決に入ります。

議案第1号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（倉知敏美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、続きまして議案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論を許します。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 江幡議員。

○9番(江幡満世志君) 議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、反対の立場にて討論いたします。

先ほどの議案第1号と同様に、本条例に対して反対するものです。

○議長(倉知敏美君) それでは次に、賛成討論の発言を許しますが、ありませんか。

よろしいですね。

(挙手する者なし)

○議長(倉知敏美君) それでは、討論なしと認めます。

これをもって議案第2号の討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決に入ります。

議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(倉知敏美君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

議案第3号について討論はありませんか。

よろしいですね。

(挙手する者なし)

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第3号の討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時44分 休憩）

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時44分 再開）

○議長（倉知敏美君） これより議案第3号の採決に入ります。

議案第3号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第4号について質疑を行います。

ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 新旧対照表のところ、最後の付け加えの傍線がありますよね。10分の1以下を減ずるものとするというところに付け加えた内容でありますけれども、具体的に言うとなんですかね。ちょっとよく分からんもんですから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） こちらの後段につきましては、定年延長に伴い給料月額7割措置という適用が一般に適用される予定であります。発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なることも予想されることになり、原則としては発令日における減給額を維持することとする一方で、職員の生活保障の観点から給料月額の減額変動があった場合には、減額額の上限は現に受ける給料及び地域手当の合計の10分の1に相当額にとどめるとすることにしたものでございます。

こちらは労働基準法でも減給の制裁を定める場合においては、その減給額は総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならないということを意識した改正になっております。以上であります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 10分の1を減ずるということで、10分の1を減じた場合に、いわゆる生活関連で給料が減ってはいけないのでこれを付け足しておるのか。超えた場合は超えた額を限度とすると書いていますよね。相当する額を超えるときは、当該額を減ずるとなっていますよね。減ずるといのは減らすという意味だよ。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） この条文の読み方といたしましては、減じた後にその人の給料の10分の1を超えることがないように、そこまで減らさないようにと。懲戒処分があったとしても、そこまでは減らさないようにという条例の読み方があります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 10分の1でとどめたら給料が減っちゃうので、どういうことなんですかね。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 説明が悪くてすみません。そういう懲戒を受けて、何割か減って何万円か給料が減るとなると、例えば4月以降に定年延長で7割に給料がなくなってしまったということであると、その7割の給料をもらっている額に比べると10分の1以上減ってしまうことになるので、そこまでは減らさないように最大10分の1にしましょうと。給料を受けるほうの立場を、生活保障を考えた措置になっております。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしかったですか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもって議案第4号の質疑を終了いたします。

これより議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第4号の討論を終結いたします。

ここでまた暫時休憩いたします。

(午後2時49分 休憩)

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

○議長（倉知敏美君） これより議案第 4 号の採決に入ります。

議案第 4 号 尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 5 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 5 号の質疑を終結いたします。

これより議案第 5 号の討論を許します。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第 5 号の討論を終結いたします。

ここでまた暫時休憩いたします。

(午後 2 時 50 分 休憩)

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

(午後 2 時 50 分 再開)

○議長（倉知敏美君） これより議案第 5 号の採決に入ります。

議案第 5 号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを
採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論を許します。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第6号の討論を終結いたします。

ここでまた休憩をいたします。

(午後2時51分 休憩)

○議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

(午後2時51分 再開)

○議長(倉知敏美君) これより議案第6号の採決に入ります。

議案第6号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論を許します。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第7号の討論を終結いたします。

ここでまた休憩いたします。

(午後2時52分 休憩)

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

(午後2時52分 再開)

○議長（倉知敏美君） これより議案第7号の採決に入ります。

議案第7号 ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第8号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論を許します。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第8号の討論を終結いたします。

ここでまた休憩いたします。

(午後2時53分 休憩)

○議長（倉知敏美君） それでは、会議を再開いたします。

(午後2時53分 再開)

○議長（倉知敏美君） これより議案第8号の採決に入ります。

議案第8号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 大藪議員。

○5番(大藪豊数君) 1点教えていただきたいところがありまして、この一般会計予算書及び予算説明書の19ページの12節委託料の下から2行目です。雨水排水路設計業務委託料というのがございます。これについて、これはこの焼却場の中だけの排水路の設計なのか、もしくは雨水ですとか、ほか雑排水とかあると思うんですが、そういったものが表へ出ていく、その設計なのか。後でまた関連の質問をしたいと思いますので、ちょっとここだけお聞きしたいのでよろしくをお願いします。

○議長(倉知敏美君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) こちらは、敷地外の排水路のことを指しておりますので、敷地内のことではございません。

○5番(大藪豊数君) 敷地外。

○事務局長(坪内俊宣君) 外ですね。

○5番(大藪豊数君) 分かりました。ありがとうございます。

○議長(倉知敏美君) そのほかはよろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 江幡議員。

○9番(江幡満世志君) 同じく19ページですけれども、3款1項1目12節の委託料、ホンドキツネの調査を行うための環境影響評価事後調査業務(その2・その3)とあります。ここには総額で720万ほど、後ろの説明を見ると、事業費全体では大体1,200万ぐらいになっているんですけれども、この調査業務の委託料、内容がどういうものなのか教えてください。

○議長(倉知敏美君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) この2年度に作成、3年度に公表いたしました環境影響評価の中で、ごみ処理施設整備運営事業実施区域内において営巣が確認されたホンドキツネではありますが、事業実施により影響があると予測されたため、評価書に記載した環境保全措置として代替営巣候補地の整備を実施し、その効果を確認するため、ホンドキツネの生息に係る調査、行動圏の

把握調査を継続しているところでございます。

言われるように、その２・その３の事業費は、４年度から６年度で1,208万9,000円、約1,200万円となっております。

その２になりますが、令和４年度の事業は12月から３月の４か月間で３年度に実施いたしました保全措置による定着状況、行動圏の把握を行います。事業用地を含め10か所に設置した自動撮影カメラによる調査と分析、月１回程度ですが、現地を実際に歩いて調べる現地調査などで事業費は157万3,000円となっております。

その２の５年度の事業は４月から１月までの10か月間で、事業費は513万7,000円。事業内容は、先ほど申し上げました生息地の定着状況と行動圏の把握に加え、有識者、哺乳類の専門の先生にアドバイスを受けるということと、その有識者の助言による環境保全措置を５年度は実施してまいります。

また、その３になりますが、その３のほうの５年度の実施は、事業期間は６年の２月、３月の２か月で、事業費は207万9,000円。６年度の事業は４月から12月までの９か月で330万円、事業費合計は537万9,000円。事業内容は、５年度に実施いたします環境保全措置の効果を確認するため、生息地の定着状況、これは自動カメラと現地踏査になります。行動圏の把握のため有識者ヒアリングも踏まえ、分析、踏査による調査などを継続して行ってまいります。

そういった事業費の合計が４年度から６年度で1,208万9,000円となっております。現在までのところ、事業用地内から代替営巣候補地などへの行動圏が移動したという明らかな変化は確認できておりません。今後の環境保全措置と事後調査の実施及び終了の判断に当たっては、愛知県環境影響評価指針に従い、有識者ヒアリングにより指導・助言を受け、県の環境影響評価グループに相談しながら対応していくという対応をしておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○９番（江幡満世志君） 御説明ありがとうございました。

今の御説明の中で、ホンドキツネが生息している可能性があるということで調査をやっているわけですが、移動しているかもしれないという今説明がありましたね。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 残念ですけど、明らかに移動したということは確認できていないと。事業用地内でなおも繁殖しているという状況は確認できておりますが、代替候補地のほうも整備してカメラには映るんですけど、そこに移ったというところまではいっていないというところでもあります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 最終的に、そのキツネがそこに繁殖地として生息しているよということになった場合、その用地内のそういう部分というのはどのような扱いになるのか。これは最後の質問ですから端的に教えてください。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 移動した場合の取扱いですが、移動すれば、よかったということで終わるんですが、移動しない場合でも、実際の伐採の工事が始まっていくということになります。当然周辺に逃げていくということで、その周辺で確認できれば、よかったということになります。移動したということになりますので、それが一番いい結果だとは思いますが、以上でございます。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

そのほかはありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 19ページに該当するか分かりませんが、建設事業費において、まだ建設の場所において用地取得ができていないというところがありますよね。令和5年度は、そのできていないところについてどんな予定の金額で、何筆残っておいて、何筆について交渉していくのかとか、あるいはそうした令和5年度中の予定、方針というものはどんなふうになっているんですかね。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 現在のところ、取得状況は決算で報告した数字から変わっておりません。実測面積で申し上げますと、全体の約90%にとどまっているところであります。未取得地は、筆数で申し上げますと18筆ございますが、江南市の道路の9筆を除くと9筆、また9筆のうち2筆は墓地でございますので、7筆については2人の地権者ということで、今も地権者の方には継続的にお話をしに行っているというところがある状況です。

ただ、なかなか翻意を促しておるが進展がないという状況ですが、複数ある筆のうち一部については前向きな返事もいただけた変化もございますので、粘り強く交渉していきたいと考えております。さらに、その部分が東側と境になっているところですので、国とも連携しながら地権者にお話をしに行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 7筆で2人ということで、令和5年度は取得をして、これだけの予算で考えておるといふ予定はなくて、状況次第だということですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 予算のほうは、譲っていただける機運というか雰囲気できたところで議会に予算をお願いしていくと考えております。

計上して未執行になり、また補正減になるということではなくて、ある程度話ができそうだというところの段階で、改めて議会に御相談したいと思っています。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしかったですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

これより議案第9号の討論を許します。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算に反対をいたします。

地権者の同意と地元の合意が大前提という立場で、現処分場について討論をしまいいりました。当初のアンケートでも条件付賛成が多数を占め、地区要望の実現は最重要課題であります。現時点でも地権者の同意が得られていない土地が存在し、地域振興策の合意が困難な地区が存在しております。予算が独り歩きするのではなく、地権者、地元の声にしっかり耳を傾け、丁寧な説明をし、理解を求めるところこそ肝腎と考えます。よって、本予算には反対をいたします。

○議長（倉知敏美君） 次に、賛成討論の発言を許しますが、ありませんか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） これをもちまして議案第9号の討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決に入ります。

議案第9号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（倉知敏美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎議員提出議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（倉知敏美君） それでは次に、鈴木貢議員はじめ4名から、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提出がありましたので、本案を議題といたします。

まず、提出者の鈴木貢議員に朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

鈴木議員。

○4番（鈴木 貢君） それでは、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明いたしますので、議員提出議案第1号の1ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり、地方自治法第112条及び尾張北部環境組合議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定するため必要があるからであります。

2ページから24ページの条例案でございますが、昨年12月の全員協議会で事務局からの条例案をお示ししましたが、組合議員からの意見や質疑はありませんでした。この条例案は、その際のものと同じ内容ですので、条例案の朗読は省略させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、25ページをお願いいたします。

25ページから30ページには、条例案の各条項の理解を深めていただくため、制定要旨を添付しております。

まず、制定の背景としましては、令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律により、地方公共団体の議会は、基本的に法に定められた地方公共団体の機関から除外されることになりました。このことから、議会独自で条例を制定することとなり、法の規定に基づき必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

条例案の構成につきましては、法律の各規定に対応するよう第1章、総則から第6章、罰則の全6章、57条で構成されております。

なお、条例の施行期日は、法律の施行期日に合わせた令和5年4月1日であります。

以上で議員提出議案第1号の説明を終わらせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決の順で行ってまいります。

この議員提出議案第1号について質疑はありませんか。

よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議員提出議案第1号の質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第1号の討論を許します。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 江幡議員。

○9番(江幡満世志君) 令和5年議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど議案第1号、2号にて反対した要旨と全く同じですけれども、デジタル化を利用する、そして民間などに委託をする、そのような部分が非常に不安が残る内容です。よって、この案に対し反対いたします。

○議長(倉知敏美君) 次に、賛成討論のほうはありますか。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○議長(倉知敏美君) これで討論を終結いたします。

それでは、議員提出議案第1号の採決のほうに入ります。

議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(倉知敏美君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には終始御熱心に御審議をいただきまして、そして全ての案件に適切な議決をいただきまして、無事閉会できますことをここに厚く御礼を申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

まだまだ気候の変動多くございます。議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして、一層の御高配と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（倉知敏美君） ありがとうございました。

これをもって、令和5年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午後3時13分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 倉 知 敏 美

議 会 議 員 長 尾 光 春

議 会 議 員 高 木 義 道